

ボケたら どうする？



司法書士のお仕事 パート1
**ボケたら
どうする？**

ハッキリしているづけに、
しっかりとおきたい。
お金のこと、家のこと、家族のこと。

連載エッセイ

吉永みち子の
つれづれ日記

「夢の解きかた。」

司法書士の情景

REPORT

成年後見制度と司法書士

「ラリお出かけしませんか？
山手線内のくつろぎスポート

街かど探検隊

「巣鴨でみーつけた！」

身体の不調が きつかけに

「もし、長い間入院することになつたら…」

中野賢一さん（仮名・73）は考えて

いた。突然のめまいに襲われ、病院で診てもらつた帰り道のことだ。

「家は大丈夫か？アパートもあるしなあ。だいたい、入院費の支払いはどうすりやいいんだ？」

次々と浮かんでくる心配ことで、頭の中がいっぱいになる。

賢一さんは、長年勤めた会社を60歳で定年退職。妻と好きな旅行をし、老後を楽しんでいた。しかしその妻も

ボケたらどうする？

老いは誰にでもやってくるもの。トラブルを未然に防ぐためにもハッキリしているうちに、しっかりしておきたい。お金のこと、家のこと、家族のこと…。

2年前に病気で他界。子どもはなく、兄弟も近くにいないため、寂しい思いをすることも多くなつてた。そんな折りに身体に不調を覚え、不安な気持ちが急激に高まつてきたのだ。

「子どももいないし、万一のときに備え、親からもらった家とアパートもどうするか考えておかないといかんなあ。その前に、ボケてしまつたらだれが面倒をみてくれるんだ？」

若い頃から健康には自信はあつたが、いつまでも元気ではいられないと実感し、気持ちまで弱くなつてきた。

「とにかく、遺言書くらいは書いておこう」と思い立った、市役所の法律相談の日を市の広報で確認した。

市の無料法律相談で司法書士に相談し、また考えることが増えた。「残つた財産を誰にあげるか？」「今後、どんな生活を送りたいか？」「誰に面倒を見てもらいたいか？」？？？

初めて聞くこともたくさんあつた。なかでも賢一さんが関心をもつたのが、「成年後見制度」。自分が痴呆等になる前に、痴呆後に備えて財産の管理や他の事務を第三者にあらかじめ委任しておくことができる、いわゆる「転

ばぬ先の杖」のような制度である。

賢一さんの行動は早かつた。市役所で教えてもらった「（社）成年後見センター・リーガルサポート東京支部」に電話をし、不安な気持ちを切々と伝え

た。

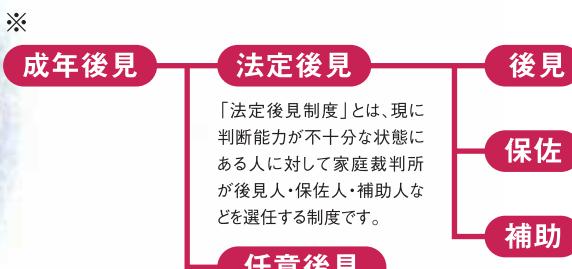
「わかりました。ではお宅に一番近い司法書士を探します。折り返し司法書士本人から連絡をいれさせますので」との回答に一旦受話器をおくと、ほどなく電話がかかってきた。近所といふこともあり、直接司法書士事務所に行き、遺言について相談。結果、任どなく電話がかかるようになった。

意後見契約（※）と遺言の作成の手順があり、遺言について相談。結果、任どなく電話がかかるようになった。

「わかりました。ではお宅に一番近い司法書士を探します。折り返し司法書士本人から連絡をいれさせますので」との回答に一旦受話器をおくと、ほどなく電話がかかってきた。近所といふこともあり、直接司法書士事務所に行き、遺言について相談。結果、任どなく電話がかかるようになった。

任意後見

「任意後見制度」は、本人自身が、将来判断能力の衰えた場合に備えて、あらかじめ公正証書による任意後見契約によって後見人を選任しておく制度です。





都心近くの交通の便の良い場所にある自宅で暮らし、洋服やインテリアなど、気に入ったものを探しにデパートをめぐるのが数少ない楽しみということはよ江さん。多少物忘れをすることはあるとも、身体は特に悪いところはなく、医者の世話にもなっていない。

たまに友人宅を訪れ、孫たちに囲まれている友人の姿を見ると、なんど

続きを読むことにした。

その後、任意後見契約、遺言の内

容について数回にわたり話し合いをし、

公証役場にて公正証書にすることに。

当日は午後1時から、契約内容の最

終確認、遺言の内容の最終確認をし、

間違いないことを確認。約1時間を使

し、緊張したせいいかれを感じたが、

「これで、自分に何かあっても、自

分のやるべきことを代わりにやってく

れる人が確実にいる。自分の遺産は自

分の意思に基づき、以前から関わって

いたチャリティー団体に寄付すること

ができる」

賢さんは肩の荷がおりたような気

分になり、ホッとした。

「これで長生きしても安心だ」

分になり、ホッとした。

お金は自分のために

大森きよ江さん（仮名・68）も一人

暮らしうえの不安を抱えていた。

夫は2年前に他界し、子供はない。

自分の兄弟も幼いときに戦争でなくし

ていているので、兄弟といつても夫の妹がい

る程度である。夫の妹とは年齢も近く、

気も合うので仲良くはしていたが、住

まいが房総半島の方なので、なかなか

遊びに行くこともできず、時々電話や

手紙で連絡をとる程度になっていた。

ある。

「夫が自分のために残してくれたお金は、自分のために使いたい。できることなら、死ぬまでこの家で暮らしたい」

夫は2年前に他界し、子供はない。自分の兄弟も幼いときに戦争でなくしていているので、兄弟といつても夫の妹がいる程度である。夫の妹とは年齢も近く、気も合うので仲良くはしていたが、住まいが房総半島の方なので、なかなか遊びに行くこともできず、時々電話や手紙で連絡をとる程度になっていた。

介護保険を利用するには、要介護認定の申請などの手続きをしないといけない。要介護認定がされ、介護保険を利用できることになつても、ホームヘルプなどの介護サービスを提供する事業者とも契約しなくてはならない。自分ひとりで全部するのは大変そう。しかも、万一痴呆にでもなれば、それは不可能だ。

「自分の代わりにいろいろな手続きをしたり、お金の使い道を考え、自分のために有効にお金を使つたりしてくれる人が欲しい。そうでないと、せつかくお金を残してくれた夫に申し訳ない」

そんな気持ちを、区役所の職員に話すと、すぐさま任意後見制度について教えてくれた。自分で自分のことが十分にできなくなつたとき、お金の使いつ方やさまざまな契約などの手続きをしてくれる人を決めておくことができると言うのだ。

友人に頼むのも気が引けるし、そもそも、同年齢の人ではリスクが大きい。やはり、法律に詳しい専門家の方

が安心できる。と思い、自宅の相続登記を依頼した司法書士に電話をしてみた。司法書士は（社）成年後見センター・リーガルサポートの会員で、任意後見契約も行なっているという。一度、自宅に来てもらって詳しい説明をしてもらうこととした。

任意後見契約も決まり、将来の不安もなくなったときよ江さん。今度は、つてデパートに行こうか考えている。

悪質商法の餌食に

足立ハナさん（仮名・83）の元に、一通の請求書が届いた。

「請求書 金35万円 羽毛ふとん代

○△商事」

週末ハナさん宅を訪れてきた長男・太郎さんがその請求書を見て、どういうことかと母親に尋ねた

「何日か前、やさしそうな男の人がやつて來たのよ。羽毛ふとん、いらないなあつて思つたんだけどね……」

と記憶をたどりながら、ハナさんは答えた。

一人で家にいたところ、若い男性が羽毛ふとんのセールスにやつて來たとのこと。特別お客様が來るわけでもないし、ふとんも何組があるので、羽毛ふとんなど必要はなかつた。が、話が面白く聞いているうちに、前にも見たことあるような顔だと思ったハナさんは、男

性に「ハンコある？」と聞かれて、つい「ある」と答えてしまつた。すると男性はすかさず「ここに押して」と捺印欄を指差す。さらに「名前も書いてくれ」と言う。名前などしばらく書いてないので、ハナさんは何度も練習をしてから書いた。男性は喜んで帰つて行き、ハナさんもなんとなく嬉しかつたという。

ところが、羽毛ふとんはどこにもない。契約書の控えが請求書とともに送られてきただけである。

同じようなことが以前にもあった。ここ1年で3回目である。初めは着物。2回目は健康食品。少し痴呆が始まっているのかもしれない太郎さんは思つた。

「一緒に生活できれば良いんだが」

太郎さんの仕事の都合もあり、一家そろつてハナさんの家に越してくることは難しい。

帰宅後、妻に相談してみた。妻の父親は、すでに痴呆が始まつていて、数年前から特別養護老人ホームで生活している。

「お義母さんは、まだ老人ホームに入るのはではないし、毎日、電話して様子を伺うくらいしかできないわねえ。なにか良い方法ないかしら……」

妻がインターネットで「悪質商法」「痴呆性老人」で検索してみる。どちらとも「成年後見」と言う言葉が共通し

て出てくる。さらに「成年後見」で検索してみたところ、「成年後見人が選任されれば、本人が契約などをしまっても、成年後見人がその契約を取り消すことができる。」との内容が書いてあつた。

「しかし、母親はまだそんなにボケていない。成年後見は使えるのか」と太郎さんは心配をした。さらに調べていくと、成年後見の補助というかたちならハナさんにも使えそうだということがわかり、家庭裁判所に相談に行き、補助開始の申立てをした。補助人には、家庭裁判所から選任されたハナさんの家の近くに事務所をもつ司法書士が就任した。やはり、法律の専門家に

「長男が管理するのが当たり前だ」の点張りで、通帳を渡すどころか

任せた方が安心である。

補助人は、月に1、2回はハナさん宅を訪問してくれている。話相手ができたと、ハナさんも太郎さんも安心して生活を送れるようになった。

任せた方が安心である。

補助人は、月に1、2回はハナさん宅を訪問してくれている。話相手ができたと、ハナさんも太郎さんも安心して生活を送れるようになった。

見せようともしない。洋子さんにはどうすることもできない。

秀子さんは、一年前に脳梗塞で倒れて以来、入院生活を送っている。面会に行つても、ほとんど会話をできない。もちろん預金の管理などできる状態ではない。

秀子さんが入院すると、兄は、すぐさま秀子さんの預金通帳や印鑑、権利証などを自宅から持ち出してしまった。洋子さんがどこにあるのかと聞くと

問題が問題なだけに相談する先もなく、洋子さんは困惑する毎日を送っていた。そんなある日、「成年後見相談会（高齢者の財産管理、身上監護など）」という案内を区報で見かけた。藁をもすがる気持ちで相談会に出かけることにした。

「大丈夫だ。ちゃんと預かっているから」

としか言わない。洋子さんは、秀子さんにどのくらいの預金があつたかは知らないが、老後のことを考えて、蓄えていたことは知っている。その大事な老後の生活資金が無くなってしまったら、取り返しがつかない。何とかしないと、このままでは大変なことになるかもしれない。

「成年後見でなんだろう。誰が財産を管理してくれるんだろう。費用はいくらかかるのか。兄から取り戻



※本文と写真は一切関係ありません。

すことが本当にできるのか」

次々と疑問が湧いてきた。忘れない
ようにメモをしておき、相談会で聞い
てみる。洋子さんの疑問は一気に吹き
飛んだ。

「月々数万円の費用はかかるけれど
も、それで母のためにお金が取り戻せ
るなら…。家庭裁判所が監督するの
だから、誰が財産を管理しても勝手

なことはできそうにない。それに家庭
裁判所が司法書士や弁護士、場合に
よつては社会福祉士という人を「後見
人」として選任するので安心してもい
いかもしない」

そう思い、洋子さんは家庭裁判所
に「後見開始の審判の申立て」をする
ことにした。

和美さんには、障害がある。子ど
もの頃から、他の子とは少し違つてい
る。今回上野さんの場合は、司法

書士である私が財産管理者に選任さ
れましたので、数日後には上野さん
のお兄さんからお母さんの預金通帳、
権利証をはじめとする財産すべての
引き渡しを受けました。予想どおり、
お母さんの預金は一部引き出されてい
ましたが、被害は最小限に食い止め
ることができます。

「せめて、お金だけでもできるだけ
残してあげたいが、娘にはお金の管理
は難しいだろう」

誰かに任せることも、和美さんは
他人とのコミュニケーションもなかなか
思うようにはできない。

ある日、良雄さんは同じような子
どもをもつ親の会で、自分の不安をぶ
つけてみた。当然のように、他の親の
思いも同じだった。そこである親から、
「後見制度を利用する以外にはない
だろうが、一人の後見人に何十年もお
願いするのは難しい。法人で後見人と
なれば、本人と気の合う担当者を選ぶ
こともできるし、途中で担当者を代
える」ともできる」

という話を聞き、光が見えた。

法人での後見について調べ、(社)成
年後見センター・リーガルサポートとい
う存在を知った。後見人の受け皿とし
て、また成年後見制度の普及発展の

障害をもつ子が心配

た。他人を疑うことを探らざる親で
ある良雄さんは何度も心を痛めること
があつた。しかし、二人とも「障害」
とは思っていない。

母親がないこともあるが、良雄さ
んは和美さんのことが心配で仕方がな
い。

和美さんは、障害がある。子ど
もの頃から、他の子とは少し違つてい
る。今回上野さんの場合は、司法

書士である私が財産管理者に選任さ
れましたので、数日後には上野さん
のお兄さんからお母さんの預金通帳、
権利証をはじめとする財産すべての
引き渡しを受けました。予想どおり、
お母さんの預金は一部引き出されてい
ましたが、被害は最小限に食い止め
ることができます。

「せめて、お金だけでもできるだけ
残してあげたいが、娘にはお金の管理
は難しいだろう」

誰かに任せることも、和美さんは
他人とのコミュニケーションもなかなか
思うようにはできない。

ある日、良雄さんは同じような子
どもをもつ親の会で、自分の不安をぶ
つけてみた。当然のように、他の親の
思いも同じだった。そこである親から、
「後見制度を利用する以外にはない
だろうが、一人の後見人に何十年もお
願いするのは難しい。法人で後見人と
なれば、本人と気の合う担当者を選
ぶこともできるし、途中で担当者を代
える」ともできる」

という話を聞き、光が見えた。

法人での後見について調べ、(社)成
年後見センター・リーガルサポートとい
う存在を知った。後見人の受け皿とし
て、また成年後見制度の普及発展の

眠れない日々に終止符

数週間ほどすると、家庭裁判所か
ら財産管理者選任の審判書が届きま
す。



上野洋子さん(仮名)の相談ケース担当
(社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部
副支部長 司法書士 安藤信明氏に聞く

洋子さんがありのままを説明

「このようなケースは、めずらしいケ
ースではありません。ご家族に財産を
使われるトラブルは、相手が身内な
だけに相談しにくいかもしれません。
解決策はちゃんとあります。

上野さんの場合、まず「後見開始
の審判の申立て」と同時に「審判前
の保全処分」も申し立てることにし
ました。後見開始の審判が出るまで
通常は3~6ヶ月くらいかかるてしま
います。その間、お兄さんに預金を
使われてしまうのを防ぐために「審
判前の保全」つまり、お母さんの財
産を守るために手続きもしておく必
要があるのでです。

年々増加する申立件数

このような悩みや問題は、決してめずらしいことではない。平成13年4月から平成14年3月までの1年間における

(社) 成年後見センター・リーガルサポートに後見人となつてもらう方針で、一度相談してみようと親子の気持ちは固まつた。気のせいか、良雄さんの体調も回復に向かつてゐる。

「早いに越したことはない。私に何があつてからでは、遅い」

(社) 成年後見センター・リーガルサポート事件当事者の男女・年齢別割合について、男性では60歳代と70歳代が、女性では80歳以上がもつとも多い(図2)。

たとえ痴呆や知的障害などのハンデイキヤップがあつても、自分らしい人生を送る権利は守られるべきもの。だからこそトラブルが起つる前に、信頼できる機関に相談しておきたい。まさしく、「一人ひとりが『転ばぬ先の杖』を持つ時代なのかもしれない。

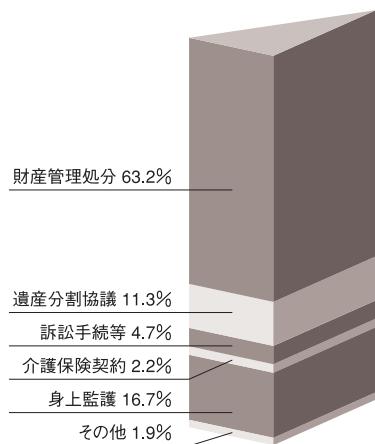
ための活動をしている機関だ。和美さんにはこの話をしてみると、反対ではなさそうだ。

「早いに越したことはない。私に何があつてからでは、遅い」

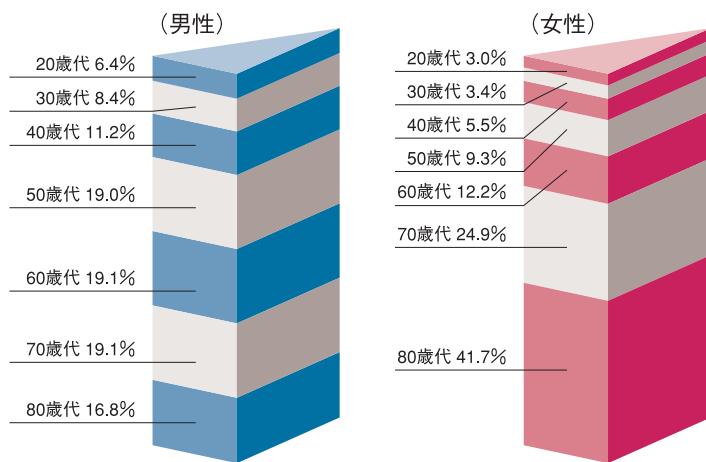
申立ての動機は、やはり財産管理処分が多く(図1)、事件当事者の男女・年齢別割合については、男性では60歳代と70歳代が、女性では80歳以上がもつとも多い(図2)。



●図1 申立ての動機



●図2 事件当事者の男女・年齢別割合



資料：最高裁事務総局家庭局 成年後見事件の概況(平成13年度)より

(社) 成年後見センター・リーガルサポート東京支部

東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館

<http://www.leagal-support.or.jp/>

どなたでも、お気軽にご相談ください。

03・3353・8191

※くわしいパンフレットがあります。資料請求もお気軽に。

プライバシーを守るために、以上の事例は実際の事例とは異なっています。

※本文と写真は一切関係ありません。

成年後見制度と司法書士

成年後見制度とは「人間が人間らしく生きていくために」どうしても必要な制度といわれています。痴呆症や知的障害あるいは精神障害などによって、判断能力が低下し、自らの意思をうまく表すことができなくなつた場合、人間は尊厳をもつて生きることは難しいといわねばなりません。

後見人はその方の尊厳や自由や命を守るために、その方の後ろについて、その方を見守つていくことになります。

新しい成年後見制度は、20

00年4月1日からスタートしました。そして、この制度を担うために、日本司法書士会連合会主導のもと、3000人を超える全国の司法書士の有志によつて、新制度がスタートする前の1999

9年12月22日に、社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」といいます）が設立されました。

では、なぜ、我々司法書士は

リーガルサポートという法人を設立してまで、成年後見制度を担当しているのでしょうか。それは、これまでの司法書士業務や相談活動を通じて、痴呆症等により判断能力の低下した高齢者の方や、あるいは知的障害者・精神障害者の方が、消費者被害や財産侵害、あるいは虐待に遭つているのを知つたからです。

我々は、このような方が普通に生活していくためには何が必要か考え続けた結果、その解答の一つに辿り着きました。それは、

従来の禁治産制度や準禁治産制

度のような硬直した制度ではなく、もっと使い勝手のよい後見制

度が必要であり、我々がその担い手の一人になるべきだという解答がありました。もちろん、後見人が付くことによってすべての問題が解決されるわけではありません。しかし、多くの問題を解決する道筋を後見人はつけることができるのです。

新しい成年後見制度はまだ始まって2年数カ月しか経過しておません。したがつて、現在までりず、福祉制度に関する知識や老年心理に関する知識など幅広い分野に亘る知識が必要になります。そこで所定の研修を履修した者だけが後見人候補者となることにしました。そして、この後見人候補者の名簿を家庭裁判所に提出し、その中から数多くの司法書士が裁判所によつて後見人に選任されています。

リーガルサポートの主な活動

それでは最初に、これまでのリーガルサポートの主な活動をご紹介します。

1 後見人候補者の養成

職業として後見人となつていくためには法律知識だけでは足りず、福祉制度に関する知識や老年心理に関する知識など幅広い分野に亘る知識が必要になります。そこで所定の研修を履修した者だけが後見人候補者となることにしました。そして、この後見人候補者の名簿を家庭裁判所に提出し、その中から数多くの司法書士が裁判所によつて後見人に選任されています。



基金」の設立

成年後見制度というのは財産のある方だけが利用する制度だと思われがちですが、事実はそうではありません。たとえば、アパートで一人暮らしの高齢者が生活保護を受け毎日を営んでいたのですが、痴呆が進んでしまい、毎月支給される生活保護費を自分のために使用できなくなつたとします。このようなケー

スで支給される生活保護費をこのために使っていくためには、後見人を付けることが必要になります。しかし、このようなケースでは、後見人になる者に報酬が支給されることはまずないといつていいため、後見人のなり手がないということにもなります。

そこで経済的なハンディキャップがあるため、後見人を付けられない方のために、成年後見助成基準を設立し、

の報酬を助成していくことにしました。この基金は、リーガルサポートが委託者となり、2001年12月24日のクリスマス・イブに設立されました。まだ規模が小さい基金ではありますが、世の中へのささやかなプレゼントがありました。

3 一般向け成年後見人養成講座の開始

最高裁が公表した資料による

と、昨年度は、親族の方が後見人に就任した件数は全体の86%でした。おそらく、今後も8割前後が親族の方が後見人に就任していくものと予想しますし、

親族の方が後見人になると自体はよいことであると思います。しかし、親族の後見人で成年後見に関する法律に精通している方は稀であるため、後見人自身が法令違反を犯してしまっており、なかには、親の財産は自分の財産と錯覚している後見人も見受けられます。

リーガルサポートでは、昨年度から一般人向けの成年後見人養成講座を始め、ここで後見人の職務とは何かについて分かりやすく解

説しております。

4 成年後見無料相談会の開催

リーガルサポートでは、毎年9月15日の敬老の日の前後に全国一斉の無料による成年後見制度に関する相談会を開催しております。また、東京司法書士会においても成年後見に関する相談を無料でお受けしています。詳しく述べて、東京司法書士会あてご連絡ください。

5 法人後見

法人後見とは聞きなれない言葉ですが、これは後見人に法人前後が親族の方が後見人に就任していくものと予想しますし、親族の方が後見人になると自体はよいことであると思います。しかし、親族の後見人で成年後見に関する法律に精通している方は稀であるため、後見人自身が法令違反を犯してしまっており、なかには、親の財産は自分の財産と錯覚している後見人も見受けられます。

リーガルサポートでは、法人事務を行っているところです。新しい成年後見制度がスタートする前までは、法律の理論上では、法人が後見人になることは認められていましたが、実際に就任したケースはなかつたといわれています。しかし、現在では家庭裁判所によってリーガルサポートが法人後見人として数多く選任されており、おそらく全国の法人後見の半分以上を担っているものと思われます。

リーガルサポートが後見人に選任されているのでどうか。主なものをおぼえて紹介します。

三つ目としては、利害関係人などに非常に問題行動をする者があり、個人の後見人では対処

場合です。つまり、後見を必要とする方の年齢が若い場合です。たとえば30代の知的障害者の後見人になった場合、通常、数十年は後見人としての職務が続くことになります。裁判所は後見事務の継続性などを考慮して、リーガルサポートを後見人に選任しています。我々としては、社会的責任の重さを実感している次第です。

二つ目としては、後見人の報酬がもらえないケースです。このケースをリーガルサポートがすべてお受けすることは不可能といつてよいのですが、現在、後見人のなり手がいなため最後の引き受け手としてお受けしているケースがあります。新しい成年後見制度はよくできた制度だと思いますが、後見人の報酬面を手当することはありませんでした。今後は公の後見人（パブリックガーディアン）制度を導入し、国が後見人の報酬を支給していくことも考えべきと思います。

現在、リーガルサポートは公後見人の役目も担っているといえます。

最も多いケースは、後見期間が長期に及ぶことが予想される



成年後見人養成講座を始め、ここで後見人の職務とは何かについて分かりやすく解ります。

最も多いケースは、後見期間が長期に及ぶことが予想される

場合です。つまり、後見を必要とする方の年齢が若い場合です。たとえば30代の知的障害者の後見人になった場合、通常、数十年は後見人としての職務が続くことになります。裁判所は後見事務の継続性などを考慮して、リーガルサポートを後見人に選任しています。我々としては、社会的責任の重さを実感している次第です。

二つ目としては、後見人の報酬がもらえないケースです。このケースをリーガルサポートがすべてお受けすることは不可能といつてよいのですが、現在、後見人のなり手がいなため最後の引き受け手としてお受けしているケースがあります。新しい成年後見制度はよくできた制度だと思いますが、後見人の報酬面を手当することはありませんでした。今後は公の後見人（パブリックガーディアン）制度を導入し、国が後見人の報酬を支給していくことも考えべきと思います。

現在、リーガルサポートは公後見人の役目も担っているといえます。

最も多いケースは、後見期間が長期に及ぶことが予想される

が難しいケースです。これも最後の引き受け手として裁判所からリーガルサポートが依頼されるケースがあります。このような難事案をお受ける際には慎重にならざるおえませんが、後見を必要としている方の人権擁護を考えて受任しているケースが多いといえます。

現在、リーガルサポートが選

任される法人後見のほとんどは、公後見的役割が期待されてい

るといえましょう。

司法書士が後見人に選任される主なケース

それでは次に司法書士が家庭裁判所から後見人・保佐人・補助人に選任されている主なケースを5例紹介します。

1 親族間に財産をめぐる争いがある場合

これは遺産争いの前哨戦ともいわれるケースです。後見人は後見される方に代わって財産管理権をもちます。親族間に財産をめぐる争いのあるケースでは、特定の親族が財産に関する主導権を握りたいために、自らを後見人に選任して欲しいと申立てることが多くあります。しかし、この財産争いの実態がわかると、

通常、裁判所は親族を後見人

に選任しません。そこで、第三者である司法書士や弁護士が選任されることになります。後見人に就任した者は、後見される

方のためにその財産が使用され

るように職務を遂行することに

なります。また、後見される方

のために、親族間の利害を調整

することもあります。

2 一人暮らしであり後見人等

になるべき親族もなく、かつ、生活費・医療費などの捻出のため、財産を処分しなければならないような事情がある場合

このようなケースは大都市圏ではよくある事例といつていいと思います。今後は職業として成年後見制度を担う者が不足することが予想されており、これを増やしていくことが大きな課題となっています。

3 遺産分割協議が必要な場合

たとえば、高齢の夫婦に子供がなくその一方が死亡してしまい、相続が開始したが、相続人として亡くなった配偶者の兄弟姉妹やその子供が数十人出て来てしまったというようなケースで、司法書士が後見人等に選任されることがあります。

このようなケースで、残された

方に痴呆が進んでいる場合、遺産の内容を正確に把握していくことが多いです。後見人はまず遺産の内容を確定させる作業から始めることになります。そして、

相続人全員を探し出し、一人一

人と交渉し、遺産分割協議を

始めることになります。

司法書士が裁判所によって新規に選任され、解任さ

れています。このようなケース

で司法書士が裁判所によって新規に選任され、解任さ

れています。このようなケース

犯したため解任し、新たに後見人を選任する必要がある場合

以前から親族が後見人に選任されていましたが、使い込みをしてしまった後見人を解任されるケース

があります。このようなケースで司法書士が裁判所によって新規に選任され、解任さ

れています。このようなケースで司法書士が裁判所によって新規に選任され、解任さ

りしているうちに、あらかじめご自分の信頼する方を後見人に決めておき、将来、痴呆症などにより判断能力が低下した場合に備えて、その後見人予定の方と、財産管理や療養看護に関する契約を締結しておく制度です。

この契約を任意後見契約と呼んでいますが、この後見人予定者に司法書士が就任するケースが増加しています。特に、一人暮らしの高齢者の方や、夫婦のみの世帯で将来子供の面倒になりたくない方が、この契約を結んでいます。

司法書士は任意代理契約の担い手

成年後見制度は、痴呆症などにより判断能力が低下した際に利用される制度です。したがって、重度の身体障害者の方は、体が思うようにならなくても判断能力については問題がないため、この制度の対象から外れることになります。

しかし、現実には、体が思うようにならないため、ご自分で財産管理等が出来ない場合があります。また、一人暮らしの方が病気になり入院することにな

った場合、病院に全財産を持ち込むわけにはいきません。入院している間の財産の管理や入院費・生活費の支払いをしてくれる方が必要になります。

このような際に、「任意代理

契約」というものを結ぶケースが増加しています。この担い手としても司法書士が活躍しています。

最後に：

司法書士は現在まで、主に不

動産の名義変更する際や、会社の様々な登記をする際の専門家とされておりました。この登記業務の専門家として司法書士は今後もあり続けますが、

ここで大きく飛躍しようとしています。

現在、我が国の司法制度の改革が叫ばれています。この司法制度改革の最大の目標の二つが「身近な司法の実現」といわれるもので、では、身近な司法とはどのようにして実現されるものなのでしょうか。

2004年から「ロースクール」が開設される予定です。これから近い将来、毎年3000人程の法曹が輩出されていくことになり法曹は、従来の登記業務や裁判所へ提出する書類の作成業務に加えて、簡易裁判所における訴訟代理業務や法律相談業務、そして成年後見業務を行つて、ことになります。我々司法書士は真の意味での「ホームロイヤル」というものになる可能性をもつたといえます。

さて、最後になります。我々司法書士は今、よりよい成年後見制度を創り上げるために一生懸命です。そして何年かかるかわかりませんが、素晴らしい制度を必ずや創り上げるものと思います。我々は21世紀の社会に対し、必要不可欠なインフラとしてよりよい「成年後見制度」を贈ることができれば、職業人としてはとても幸福なのであります。

(社)成年後見センター・リーガルサポート 東京支部長 松井 秀樹 =Text

street

ここは中山道、江戸への入り口。

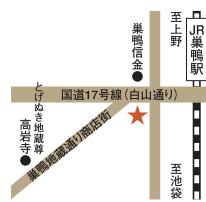
江戸六地蔵尊 真性寺

☎ 03-3918-4068

巣鴨では、東福寺・西福寺と並ぶもっと古い名刹。江戸六地蔵は、深川の地蔵坊正元が江戸の街道出入り口に建立した六体の地蔵のこと。ここ真性寺は中山道の江戸の入り口。第4番目(巡拝順第3番目)として、正徳4年・1714年に地蔵が建立された。あの五体は、東海道・品川寺(品川区)・奥州街道・東禅寺(台東区)・甲州街道・太宗寺(新宿区)・水戸街道・靈巖寺(江東区)・千葉街道・永代寺(江東区・消滅)に。



豊島区巣鴨
3-21-21
開いつでも参拝できる
④無休 JR
巣鴨駅から
徒歩4分



←六地蔵は高さ2.68m。
東京都指定有形文化財に
指定されている。

healthy

**手作り、無添加!
だから、あんしんヘルシー。**

おいもやさん興伸 巣鴨店

☎ 03-3576-2772

「巣鴨地蔵通り商店街入り口から少し歩きますが、古くからのお客さんが後を絶たないですよ」と店長の鈴木良枝さん。人気の大学いもは、全国各地からその季節でいちばん美味しいさつまいもを選んで、家伝のミツをからめたなつかしい味。おいもの味がよくわかる、食べごたえのある大きさ、しつこくないミツの甘さが常連さんの心をつかんではなさい。ほかにも、スイートポテトや芋ようかん、芋飴なども人気の商品。



大學いも 100g180円



歩き疲れたら店先のベンチで一休み。

街かど探検隊

巣鴨で みつけた。



heartful

**名物、開運塩大福。
しょっぱくて甘い、
人情の味。**

東京すがも園

☎ 03-3917-2450

www8.ocn.ne.jp/~sugamoen/

たっぷりのあんこを柔らかく伸びの良いお餅で包み込んだ、看板メニューの開運塩大福(1個120円)は、控えめの甘さ

とちょうど良い塩味が絶妙のバランス。材料には伊豆大島産の自然海塩と十勝産の厳選小豆、アルカリイオン還元水を使い、自然素材100%にこだわっている。店内はどこかホットできる空間で、広東麺(770円)、クリームあんみつ(590円)などいろいろな食事が楽しめる。「ここに住む人が街に惚れこんで、お客さんをもてなす。昔の日本人の良さを大切にしています」と語る店主・一之瀬源太郎さんをはじめ、お店の人はみんなあなたたか。また訪ねたくなる、そんなお店だ。



miracle?

**遠方からも参拝客多し。
「病気が治りますように…」**

とげぬき地蔵尊 高岩寺

☎ 03-3917-8221

慶長元年・1596年、湯島に創建。その後、下谷屏風坂に移り、巣鴨に移ってきたのは明治24年・1891年のこと。ご本尊は、とげぬき地蔵として靈験あらたかな、延命地蔵尊。境内には洗い観音があり、手拭いで病気や痛いところをこすると、調子が良くなるといわれている。毎月4のつく日(4日、14日、24日)は縁日で、約200もの露店が並び、いつも以上の賑わいを見せる。1月14日、5月24日、9月24日は大祭。参拝客は10万人にものぼる。



→これは洗い観音。
ご本尊のとげぬ
き地蔵と勘違い
する人が多いとか。

豊島区巣鴨3-35-2

開6:00~17:00(4のつく日)
日は~22:00)

④無休 JR巣鴨駅から
徒歩5分



豊島区巣鴨3-20-17
開9:00~17:00(4のつく日は7:00
~18:00)
④不定 JR巣鴨駅から徒歩4分



吉永みち子の つれづれ日記 .2

吉永みち子 = Text

Takashi suda = Illustration



夢の解きかた。

子供の頃、母親が「火事の夢を見る」といふ事がある」と囁いた。同時に「でも人に話したら実現しない」とも言つた。母の創作かもしれないが、まだ素直だった私は信じた。おかげで、たまたま火事の夢

を見ると大変に困った。私にとって火事の夢は、怖い悪夢なのだ。でも、黙っていないといふ事につながらない。ところが、母はこうも言つていたのだ。「いやな夢を見たら、すぐにはやな夢を言つたんだよ。言えば夢に言つたんだよ。」

心を解放させるのだと頑張っていた知人がいて、毎日几帳面に夢の内容を記録していた。現実の記憶が様々にくつつきあって、夢が構成されるとしたら、分析することで何かを知ろうとしたくなる気持ちはわかる。「あんたもやつてみな」と言われたので、またもや素直に書き記そ

く消える一種の幻覚」とあった。幻覚とは「極度の疲労や脳の機能障害などによって、そこにはないものが見えたり聞こえたりすること」とあった。いやはや、まさに明解。朝まで何がしかの記憶に残る夢を見た時は、疲れているということ。夢を見なくなるまで休みなさい」として、わかつたこと

か覚えていない。夢の世界にまで、もの忘れの波が押し寄せてはいるのかと愕然として、すぐさま止めた。

新明解国語辞典によると、夢とは「睡眠中に生じた心の活動のごとく生起して、目覚めると同時にかな

なる。いささか夢のない話だが、夢が朝の気分を左右し、朝の気分が一日の気分を左右するとしたら、

夢を分析するより、夢から解放された方が心穏やかでいられるという私の結論は……もちろん知人からは却下された。



よしなが みちこ

1950年埼玉県生まれ。ノンフィクション作家。元競馬記者。作家活動のほか講演会、テレビなどで活躍中。著書に「子供を蝕む家族病」(小学館)、「総理とその女房」(光文社)など。最新刊は「老婆は一日にしてならず」(東京書籍)。

司法書士の

one day one scene

情景

scene 2



清家亮三 = Text

Takashi suda = Illustration

しまう。

世の中には、会議とか討論とかの好きな人種がいるようである。おそらく司法書士もそうゆう人種に含まれるであろう。

A 「かくかくしかじかだと思します。」

B 「かくかくしかじか（ダッシュ）だと思います。」

C 「かくかくしかじか（ダッシュ）ダッシュ）だと思います。」

私は違ひがよくわからない。『清家亮二、違ひのわからない男、ダバーバー』などとコマーシャルのフレーズを思い描いていたいくなり「清家さんはどうですか？」と振られる。

『会議は踊らない。が、終わらない。』

バツの悪いことに、突然司会者と眼が合う。頭の中は真っ白である。ドギマギする。それは司会者も同様であったようだ。お互いに自然に視線をはずす。「彼も大分、俺のことがわかつてきたな。」

午後9時半、長い会議が終わつた。とにかく腹が減つた。一直線に居酒屋に向かう。少し、アルコールが入るせいか、会長と呼ばれたり理事長と呼ばれる人もほか、普通のおじさんに戻つてしまふ。なんだか、ホツとする。『多分、この空間との時間が好きなので会務問自答してしまう。』

『マチダ～、マチダ～』
続して食うものじゃない、これじゃすぐに睡魔が襲つてくる。
玄関のチエーンを外す室内がいきなり出てきた。その表情に思わず目が覚めた。



が流れる。ちょっと安心する。

私が完全にタバコをやめられないのはこの会議のせいである。流石に途中休憩がある。ついで「1本ください」と言ってしまってあるのである、ロマンスカー禁煙

時間が刻々と過ぎていく。また、なかなかのフレーズを思いついた。会議再開。無限とも思われる席にしているのにもかかわらず。

まうのである、ロマンスカー禁煙



東京の司法書士界には、次のような組織があります。東京司法書士会、東京公共嘱託登記司法書士協会、東京司法書士政治連盟、東京司法書士協同組合、社団法人 成年後見センター・リーガルサポート東京支部、いずれの組織も会員の中から役員が選ばれ、雀の涙、いやありんこの涙程度のお手当で、その運営にあたっています。

□の悪い友人は私のことを『多重債務者』と言う。『多重債務者』（注①）に掛けたらしいが、まさに『楽屋落ち』という奴で笑えない。が、あながちウソと

事務員の冷たい視線に見送られて、PM4時半事務所を後にする。

ホームに着くと、折しも反対方向のロマンスカーが止まる。カジュアルないでたちで缶ビールをあおつている乗客の笑顔がまぶしい。『箱根か、いいなあ。』思わず、

飛び乗つてしまいそうになる。何とか誘惑を振り払つて、4時59分

町田発のロマンスカーに乗る。習慣というのは、恐ろしいもので3分もたないうちに眠りに墜ちて



「皆さんのおつしやられるとおりだと思います。」多くの怪訝な顔の中に数名の笑い

が流れます。

『多重債務者』（注①）…そこらじゅうのサラ金から借りまくつてこっちもさっちもいかなくなっている人。

『しかし、流石に焼き鳥は飽きた。こんなものは3日も4日も連



東京司法書士会 INFORMATION

東京司法書士会

司法書士会館でも相談を受け付けています。
クレジット・サラ金問題、不動産登記など、お気軽
にご相談ください。

●無料法律相談

司法書士会館1階相談ブースにて
・毎週水曜日 午後3時～6時
・毎週土曜日 午後1時～4時
お問合せ 03-3353-9191

●テレフォン法律相談

・毎週月曜日 午後5時～8時
・毎週土曜日 午後1時～4時
相談ダイヤル 03-3353-2700

●メール法律相談

<http://www.tokyokai.tskenet.or.jp>



市民公開講座のお知らせ

テーマ：成年後見制度について

日 時：平成15年2月11日
午後1時00分～3時30分

会 場：青梅福祉センター

主 催：東京司法書士会青梅支部・福生支部
共 催：東京司法書士会三多摩支会

(社)成年後見センター・リーガルサポート
東京支部

連絡先：市民公開講座実行委員会 事務局
Tel.0428-24-2277

成年後見人養成講座の開設

成年後見人等に選任された親族を対象に、成年後見人養成講座を行っています。

日程など詳しいことは、

●社団法人成年後見
センター・リーガルサポート
Tel.03-3359-0541

まで、お問い合わせください。

相談会

リーガルサポート東京支部では、東京司法書士会と協力して、毎週水曜日(午後3時から6時)、土曜日(午後1時から4時)に、成年後見制度に関する無料相談を実施しています。どなたでも、お気軽にご利用ください。

また、電話によるご相談は平日の午前9時から午後5時まで、

●東京支部事務局
Tel.03-3353-8191

にて担当者を紹介しています。

講師等の派遣

地域での集まりや、勉強会に講師の派遣をしています。成年後見制度や遺言に関する講師や相談員の派遣はお気軽にご相談ください。

次号2003年春号予告

「裁判もできるって!?」 ごぞんじですか? 司法書士と裁判事務

falo ファーロ

司法の窓

2002年12月31日発行
定価 100円

発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191

編集人 清家 亮三

副編集長 毛受 正雄

編集・デザイン (株)アイデス・プランニング
カバーフォト 亀井 正樹
印刷 あかつき印刷株式会社

編集後記

ファーロ2号も順調?に
航海を続けています。

次はどこの港に入ろう?
たくさん港に寄って、
いろいろな人にファーロを読んでもらいたい
ものです。

お、港の灯りが見えてきた。

m@m

What's 「falo」?

falo(ファーロ)とはイタリア語で「灯台」を表す言葉です。



司法書士
あなたの街の法律家

東京司法書士会